

被災者の住まい再建制度に関する近年の改正について

内閣府 被災者生活再建担当
(令和3年3月15日)

目次

1. 住宅再建支援の概要
2. 住家の被害認定調査(罹災証明書交付)の効率化・迅速化手法
3. 近年の改正事項
 - ①半壊(損害割合10%台)への支援の拡充
 - ②応急修理期間における応急仮設住宅の使用
 - ③被災者生活再建支援法の改正
4. 現在の住宅再建に係る被災者支援の状況

1. 住宅再建支援の概要（発災から各種支援制度の活用までのフロー）

※1：申請の受付は市町村が行う

※2：基礎支援金申請時に添付した書類は不要

罹災証明書の交付

① 被災者から市町村へ申請

② 罹災証明書の交付（市町村）

以下の区分で
被害の程度を明示

- ・全壊
- ・大規模半壊
- ・中規模半壊
- ・半壊
- ・準半壊
- ・準半壊に至らない
（一部損壊）

市町村による被害認定調査

- ・災害発生後速やかに外観目視等による調査を実施【第1次調査】
- ・被災者より詳細な調査を求められた場合など、家屋への内部立入を含む調査を実施【第2次調査】

被災者生活再建支援金

基礎支援金

申請期限：13か月

加算支援金

申請期限：37か月

① 被災者から
都道府県へ支給申請
（※1）

添付書類
・罹災証明書
・住民票 等

② 都道府県から支援法人へ送付

支援法人より支援金の支給

添付書類（※2）
・罹災証明書
・住民票
・契約書 等

災害救助法に基づく応急修理

① 被災者から
都道府県へ支給申請
（※1）

住宅の応急修理

大規模半壊 } 59.5万円 以内
半壊 }

※全壊：内閣府と協議の上対象とすることが可能

準半壊 } 30万円 以内

現物支給

災害発生

2. 住家の被害認定調査（罹災証明書交付）の効率化・迅速化手法

1. 写真を活用した判定の実施

■航空写真等を活用して「全壊」の判定が可能（例：現地調査が行えない場合、倒壊・流出等の住家の集中が想定される場合等）

【判定イメージ】

国土地理院が撮影した平成28年熊本地震の発災前後の航空写真を比較すると、下の赤丸の住家において、屋根の軸がずれ、位置が変わっており、住家全部もしくは一部の階が全部倒壊していると推定されることから、「全壊」と判定することも考えられる。



<平成28年熊本地震 被災前（2008年撮影）>



<平成28年熊本地震 被災後（2016年4月16日撮影）>

2. 土砂の堆積深による判定

■水害による土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合は、液状化等の際に用いる簡易な判定方法（潜り込みの判定）の活用が可能

【判定イメージ】

土砂等の堆積が、床上1mまでの全ての部分（損害割合が50%以上）で「全壊」、床までの全ての部分（同40%以上）で「大規模半壊」、基礎の天端下25cmまでの全ての部分（同20%以上）で「半壊」と判定する。



<平成29年九州北部豪雨での土砂堆積等による住家被害の例>

■基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没等した場合は、「全壊」と判定



<平成29年台風18号等での基礎・地盤被害による住家被害の例>

3. 浸水深、サンプル調査による判定

■木造・プレハブ戸建て1～2階建てで、堤防決壊等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合、浸水深による簡易な判定が可能

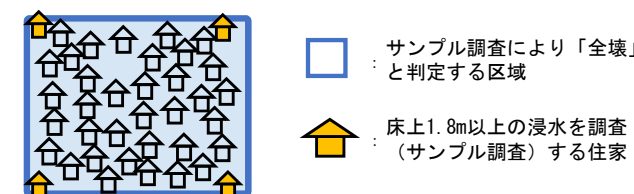
【判定イメージ】

住家流失または床上1.8m以上の浸水で「全壊」、床上1m以上1.8m未満の浸水で「大規模半壊」、床上1m未満の浸水で「半壊」、床下浸水で「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。

	床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊
	床上1m以上 1.8m未満の浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊
	床上1m未満の浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)	住家の損害割合 20%以上	半壊
	床下浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)	住家の損害割合 10%未満	準半壊に 至らない (一部損壊)

<浸水深による判定イメージ>

■床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかな区域の端部の住家のサンプル調査で区域内の住家全てを「全壊」と判定



<端部調査による判定イメージ>

災害救助法による住宅の応急修理（一部損壊）に係る支援の内容

平成25年内閣府告示第228号に基づく災害救助法による被災した住宅の応急修理に係る内容を改正
（令和元年10月23日内閣府告示第378号）

（被災した住宅の応急修理）
第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費
用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
イ ロに掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千円
ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円
三 [略]

本改正は、公布日から施行され、改正後
の規定は、令和元年8月28日から適用

支援の内容

	災害救助法による住宅の応急修理（一部損壊）
対 象	損害割合 1 0 % 以上 2 0 % 未満の住家
対象工事	屋根、居室、炊事場及び便所など日常生活に必要欠くことのできず、 緊急に修理が必要な個所の工事
契約方法	市町村が修理業者と契約 (残工事があれば、所有者等が修理業者と契約)
限度額	3 0 万円

3－② 応急修理期間における応急仮設住宅の使用 令和2年7月

応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保するとともに、応急仮設住宅に入居する被災者の地元における自宅再建を後押しする。

<背景・課題>

- 工事業者の不足等により応急修理の修理期間が長期化しており、修理完了までの間、避難所生活を継続せざるを得ない世帯や、親族・知人宅等に一時入居せざるを得ない世帯が多数存在。
- 今般の令和2年7月豪雨の被災自治体から、応急修理期間中の被災者の住まいの確保を求める切実な声がある。

**応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅
への入居を可能とし、被災者の地元での自宅再建を支援**

<概要>

- ・ 対象 : 応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1ヵ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者
- ・ 使用期間 : 災害の発生の日から原則6ヵ月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）
- ・ 支出費用 : 実費（地域の実情に応じた額）

3-③ 被災者生活再建支援法の改正 令和2年12月(1)

「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」検討結果報告（抜粋）

被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議の検討結果（概要）（令和2年7月）

【実態把握調査の結果】

○半壊や準半壊でも適切な保険・共済への加入により数百万円程度の受取金

○住宅再建が進まないのは、保険・共済の未加入世帯が多い

○住宅の補修費等は、同じ「半壊」であっても損害割合に応じて大きく異なる

＜補修費の平均＞

	損害割合	
半壊	(20%～29%)	: 162.8万円
半壊	(30%～39%)	: 466.6万円
大規模半壊	(40%～49%)	: 926.4万円

【今後の方向性】

○災害からの住宅再建等は「自助」による取組が基本（それを支援金等の「公助」で側面的に支援）

○国・地方が連携して、住民に対し、保険・共済への加入促進など自助の取組を促していくことが重要

○半壊のうち損害割合20%台は、既存の応急修理での対応が考えられる

○半壊のうち損害割合30%台は、「著しい被害」として、支援金の対象とすることが考えられる
（その際の支援額は、補修で50万円程度が妥当）

（併せて建設・購入で100万円、賃借で25万円程度が妥当）

この拡充により、支援金と応急修理を合わせた支援の枠組みは、被害の程度に応じて調和のとれたものとなる

3-② 被災者生活再建支援法の改正 令和2年12月(2)

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案の概要

内閣府(防災担当)

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を進めるため、都道府県が拠出した基金から被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行う措置を定める法律。

改正趣旨・概要

支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（以下「中規模半壊世帯」（仮称）という。）を追加する。

1. 被災世帯の追加

第2条第2号に規定する被災世帯に、中規模半壊世帯を追加する。

2. 中規模半壊世帯に対する支援金の額

中規模半壊世帯に対する支援金の支給額を、住宅の再建手段に応じて定める。（今回の追加箇所：黄色網掛け部分）

被災世帯の区分	損害割合(※)	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円

※ 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

3. 経過措置

令和2年7月3日以後に発生した自然災害（令和2年7月豪雨を含む。）により被災世帯となった世帯に対する支援金の支給については、新法の規定を適用する。

改正効果

中規模半壊世帯を支援金の支給対象に追加することにより、被災地の住まいの再建の迅速化が図られる。

施行期日 公布の日

支援金額
応急修理額

Y-axis: 万円 (10,000 yen units)

X-axis: 損害割合 (Damage Ratio)

Key points on the graph:

- At 10% damage: (修理) (30万円)
- At 20% damage: (敷地被害解体・建設購入) (300万円)
- At 30% damage: (修理) (59.5万円)
- At 40% damage: (修理) (150万円 + 59.5万円 = 209.5万円)
- At 50% damage: (修理) (200万円 + 59.5万円 = 259.5万円)
- At 100% damage: (建設購入) (300万円)

Yellow shaded areas indicate the difference between repair and reconstruction costs, labeled as (貸借) (Loan).

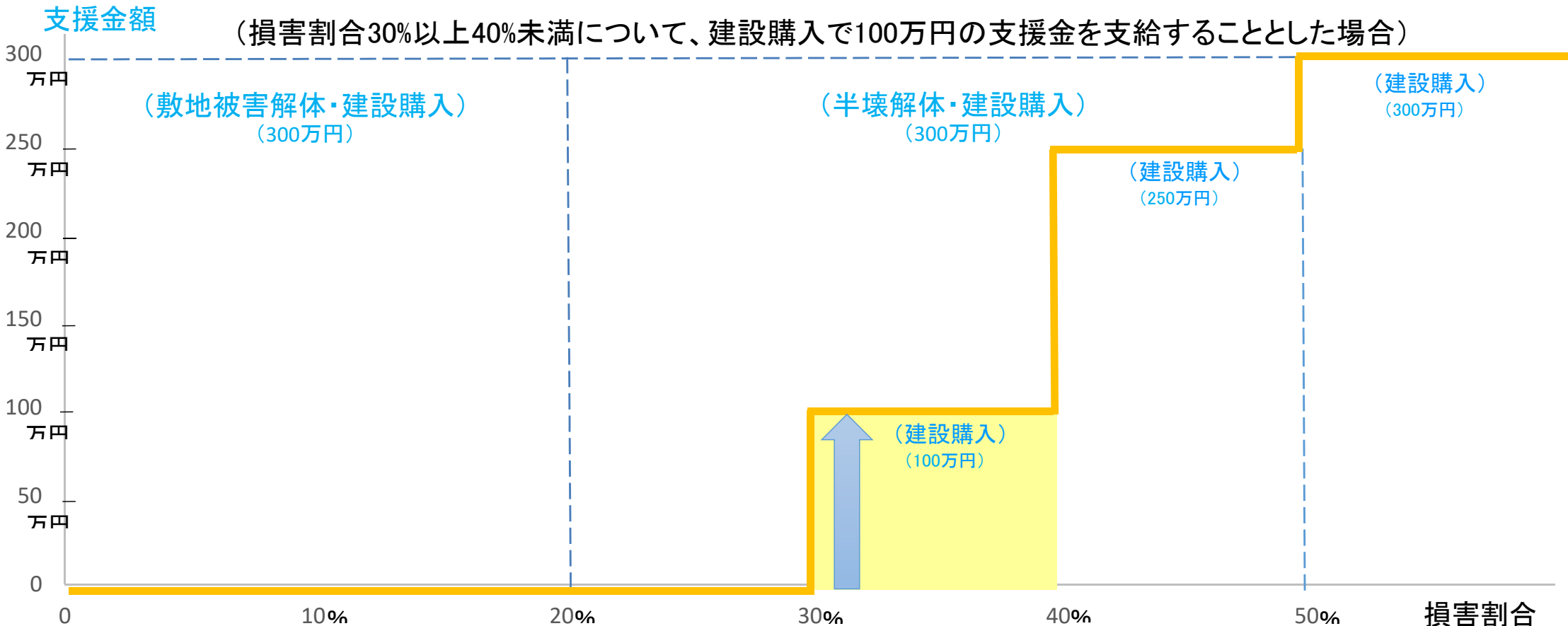
Red dashed line: (修理) (59.5万円)

4 現在の住宅再建に係る被災者支援の状況（2）（建設購入のケース）

＜建設購入のケース＞

半壊の場合は、修理・賃借が原則であり、また解体し建設購入した場合には「解体」に該当するため、半壊で「建設購入」の対象となるのは以下のようなレアケース

- ・賃借していた住宅が半壊し、別の場所で住宅を建設購入する場合
- ・半壊した持ち家を解体せず、別の場所で住宅を建設購入する場合



4 現在の住宅再建に係る被災者支援の状況（3）

住家被害状況	災害救助法					被災者生活再建支援法※		
						建設・購入	補修	賃貸
全壊 (50%以上)	↑	↑	↑	↑	↑	基礎 100万 加算 200万	基礎 100万 加算 100万	基礎 100万 加算 50万
大規模半壊 (50%未満 ～40%以上)						基礎 50万 加算 200万	基礎 50万 加算 100万	基礎 50万 加算 50万
中規模半壊 (40%未満 ～30%以上)						基礎 0 加算 100万	基礎 0 加算 50万	基礎 0 加算 25万
半壊 (30%未満 ～20%以上)								
準半壊 (20%未満 ～10%以上)								
床上浸水								
住家の被害に関わらず可能な救助								

応急仮設住宅の供与
(建設・賃貸)

(住むことが困難な場合)

併用可

住宅の応急修理
(595,000円以内)

住宅の応急修理
(準半壊)
(300,000円以内)

生活必需品の供与
(被服・寝具等)

学用品の給与

障害物の除去
(137,900円以内)

避難所の設置

炊き出し・飲料水

医療・助産

被災者の救出

死体の捜索・処理

埋葬

※ 長期避難世帯及び解体世帯（半壊、敷地被害）も全壊世帯と同様最大300万円を支給

 ※ 特定長期避難世帯（避難指示等が通算3年を経過したものうち、当該避難指示等の解除の日から2年以内に、当該市区町村内に再度居住することとしているもの等）については、支給金額に70万円を加えた額を支給（その額が300万円を超えるときは、300万円）

 ※ 単身世帯については、上記支給額の3／4